

建築基準法第42条第2項道路に面する敷地の皆様へ

建築基準法第42条第2項道路は、道路中心線から敷地を2m後退した部分を道路とみなします。そのため、敷地が2項道路に接する場合、道路中心線から2m後退した部分に建築物、門、塀等を設けることはできません。

道路は、単に通行の場ということにはとどまらず、災害時の避難路、緊急車輛の通行、建築物の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たしています。

後退につきましてはご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、白岡市都市整備部建築課（電話番号92-1111内線234）にお問い合わせください。

